



平成27年7月7日

東京入国管理局長 殿

東日本地区入国者収容所等視察委員会  
委員長 [REDACTED]



被収容者に対する医療体制について（提言）

昨年11月22日、貴局において収容中の被収容者が搬送先の病院で死亡した事案について、当視察委員会ではこれまでの間、貴局に対する視察や法務省入国管理局からの調査結果報告等により、当該事案の発生経緯及び発生後の貴局の業務取組状況等について適宜御報告いただいたところです。

また、今般、当視察委員会委員3名が、当該事案の関係書類を閲覧した結果に基づき、貴局収容時における医療体制について、改善あるいは新たに取り組むべき点を別紙のとおり取りまとめたことから、同書を当視察委員会からの提言として提出します。

添付物

被収容者に対する医療体制について（提言）

1部

被収容者に対する医療体制について（提言）

2014年11月22日に発生した死亡事案は、被収容者が胸痛を訴えるも、結果的には職員は重篤性の判断を誤り、直ちに救急搬送しなかったことから、死亡という結果を回避する機会を失ったものと思われる。仮に、直ちに救急搬送していたとしても死亡という結果を回避できなかった可能性はあると思われるが、重篤性が認められた疾病について、医師の診断を経ることなく、死亡という結果を招いたことは、被収容者の生命を守るべき施設として不適切な対応があったと言わざるを得ない。

法務省入国管理局の調査結果報告書、東京入国管理局から提示を受けた資料によると

① 被収容者が心臓に関する重篤な訴えをしているにもかかわらず、医師の診断を速やかに仰がなかった点、

②適切な通訳が確保されなかった点

に問題があったと考えられることから、今後の医療体制について以下のとおり提言する。

1) 心臓に関する訴えは直ちに生命を奪う可能性があるものであるから、詐病の可能性が疑われたとしても直ちに医師の診断を受け、その重篤性を判断することが不可欠である。例えば心電計を備え置き、計測した心電図データを医療機関にインターネット環境を利用して送り、専門医師の診断を受けることも可能である。

この方法であれば、1医療機関の協力を得られれば、入国管理局の全施設からインターネット環境を利用して対応ができる。

については、心電図を外部医療機関にデータ送信して専門医に判断を求める体制の整備を図りたい。

2) 心臓以外の訴えについても、その重篤性について、医学的な専門知識のない職員が判断することは不適切である。看護師に助言を求めるか、「東京消防庁救急相談センター」に助言を求めることを実践されたい。

- 3) 被收容者が訴えた時に、必ずしも適切な通訳人が直ちに確保されるとは限らない。コミュニケーションボード（医療用絵カード）を整備し、活用することを求める。